

「契約書のイロハが知りたい」
「契約書を作っていないけど少し心配です…」
「相手が提案した契約書にサインしている」
「契約書の条項の狙いが今ひとつ分からない…」
「倒産されたときに役に立つ契約書ってあるの？」
「当社にすご〜く有利な契約書を用意してマス！」
『覚書』『合意書』『念書』…どう違うの？」

……あてはまる方は、是非どうぞ！

平成24年3月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

ミニ・セミナーのご案内 “その契約書で大丈夫？” ～取引基本契約書を中心に～

拝啓 春暖の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回は、契約書のことをもっと知りたい事業者の方(代表者・法務ご担当等)が主な対象です。取引において契約書はつきものですが、実はよく分からないまま契約書を交わしたり、せっかく結んだ契約条項が無効であるケースも散見されます。顧問先を中心に多くの契約書を見てきた当事務所の今井慶貴弁護士が、契約書のイロハと、各条項の見方について、事業者間の取引基本契約書を題材に、わかりやすくお話しいたします(セミナー後のご質問もどうぞ!)

申込をご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、FAXにて4/20(金)までにお申込み下さい(先着20名様限定)。お問合わせは、お気軽に上記連絡先までどうぞ。 敬具

〈講師〉 弁護士 **今井 慶貴** (当事務所 副理事長)

〈日時〉 平成24年4月24日(火) 午後3時～4時

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2(県庁近く) *駐車場あり

〈参加費〉 2,000円(税込み) *当日、会場にて申し受けます。

*特典1:お二人目からは1,000円 *特典2:無料相談券をプレゼント中。

～ お知らせ ～ 次回のミニ・セミナーは、5月15日(火)午後3時を予定しています。

「個人・会社の金融商品トラブルの予防と対処法(仮題)」 講師:弁護士 古島 実

FAX(025)280-1552 【その契約書で大丈夫?セミナー申込用紙】

事業所名・ 参加者氏名			
住 所	(〒 -)		
質問事項			
電 話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]